

指名選定基準

平成13年9月1日制定

(趣旨)

第1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、指名業者選定のより一層の透明性・客観性・競争性の向上を目的として、指名業者の選定に関する基準（以下、「指名選定基準」という。）を定める。

(適用)

第2 広陵町が発注する公共工事及び委託等の指名業者の選定は、広陵町建設工事請負業者選定要領に定めるもののほか、この指名選定基準を参考に公正かつ競争性の高い選定を行うこと。

(指名選定条件)

第3 指名業者の選定を行う場合は、事業内容を十分考慮のうえ、全指名登録業者を対象に次の選定条件により、複合的に条件を抽出し、公平かつ競争性の高い選定を行うこと。

- (1) 広陵町指名登録の資格を有する者
- (2) 許可登録区分（業種・工種・特定又は一般等）による選定
- (3) 地域性による選定

イ 町内の地域・地区に本社を有する者（地元業者）

ロ 町内に本社を有する者（町内業者）

ハ 町外に本社・営業所を有する者（町外業者）

ニ 県内に本社を有する者（県内業者）

ホ 県内に営業所等を有する者（県外業者）

ヘ 近畿府県に本社を有する者（県外業者）

ト 近畿府県に営業所を有する者（県外業者）

- (4) 格付けによる選定
- (5) 経審評価点数による選定
- (6) 過去の契約実績による選定
- (7) 過去の指名実績による選定
- (8) 施工能力（技術者数・施工実績、工事实績等）による選定

※ 不良工事（工事成績が50点未満）を行った場合は、次回の選定時に罰則（選定を1回除外する。）を科するものとする。

- (9) 経営能力（資本金・受注実績等）による選定
- (10) 企業能力（開発能力、企画提案能力、その他企業能力）の認められる者

- (11) 町税の納税状況による選定
- (12) 指名審査会において承認された者
- (13) その他

(業種別指名選定基準)

第4 工事関係については次のとおりとする。

(1) 土木工事

町内業者で土木一式工事の有資格者のうち、指名選定に係る設計価格(税抜)の基準は、次の表のとおりとする。

格付区分	設計価格(税抜)
A 1 特	1, 0 0 0 万円以上
A 1	5, 0 0 0 万円未満
A 2 特	7 5 0 万円以上
A 2	3, 5 0 0 万円未満
B 特	
B	1, 2 5 0 万円未満
C 特	1, 0 0 0 万円未満
C	5 0 0 万円未満

イ 上記の表に基づき、町内業者で土木一式工事の同一の格付を有する有資格のうち指名選定条件に該当する者を選定する。ただし、上位格付と下位格付の区分特との組合せによる有資格者のうち指名選定条件に該当する者を選定する場合もある。

ロ 設計価格(税抜) 5, 0 0 0 万円以上の工事については、一般競争入札を基本として、広陵町工事請負業者指名選定審査会(以下「指名審査会」という。)で決定する。

ハ 地域性を有する工事を選定する場合は、上記の表にかかわらず、工事場所の大字(自治会)に属する格付の上位の者を選定することができる。

(2) 建築工事

町内業者で建築一式工事の有資格者のうち、指名選定に係る設計価格(税抜)の基準は、次の表のとおりとする。

格付区分	設計価格（税抜）
A 1 特	5, 0 0 0 万円未満
A 1	
A 2 特	
A 2	
B 特	
B	
C 特	1, 0 0 0 万円未満
C	8 0 0 万円未満

イ 上記の表に基づき、町内業者で建築一式工事の有資格者のうち指名選定条件に該当する者を選定する。

なお、必要と認められるときは、建築一式工事の有資格者から追加選定を行うこと。

ロ 設計価格（税抜）5, 0 0 0 万円以上の工事については、一般競争入札を基本として、指名審査会で決定する。

(3) 造園工事

イ 設計価格（税抜）3, 0 0 0 万円以上

一般競争入札を基本として、指名審査会で決定する。

ロ 設計価格（税抜）3, 0 0 0 万円未満

町内業者で造園工事の有資格者のうち指名選定条件に該当する者

(4) 上下水道設備工事

町内業者で上下水道設備工事の有資格者のうち、指名選定に係る設計価格（税抜）の基準は、次の表のとおりとする。

格付区分	設計価格（税抜）
A 特	3, 5 0 0 万円未満
A	2, 5 0 0 万円未満
B	1, 0 0 0 万円未満

イ 上記の表に基づき、町内業者で上下水道設備工事の有資格者のうち指名選定条件に該当するものを選定する。

なお、必要と認められるときは、水道施設工事の有資格者から追加選定を行うこと。

ロ 設計価格（税抜）3,500万円以上の工事については、一般競争入札を基本として、指名審査会で決定する。

（その他）

第5 設計価格（税抜）5,000万円以上3億円未満の土木工事については、次の基準を参考とし指名審査会で入札参加資格等を決定する。

(1) 設計価格（税抜き）5,000万円以上1億5,000万円未満

イ 入札参加資格者は広陵町土木一式格付A1特、A1、A2特、A2又は奈良県土木一式格付A等級（A1グループ及びA等級）の者とする。

ロ 入札参加形態は広陵町土木一式格付A1特単独、又はA1特、A1若しくは奈良県土木一式格付A等級（A1グループ及びA等級）を代表者とする建設業者2者で構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、共同企業体構成員に広陵町内に本社を有する者を含むものとする。

ハ 入札参加資格者は奈良県高田土木事務所管内に本社を有する者とする。

(2) 設計価格（税抜き）1億5,000万円以上3億円未満

イ 入札参加資格者は広陵町土木一式格付A1特、A1又は奈良県土木一式格付A等級（A1グループ及びA等級）の者とする。

ロ 入札参加形態は広陵町土木一式格付A1特又は奈良県土木一式格付A等級（A1グループ及びA等級）を代表者とする建設業者2者で構成する共同企業体とし、共同企業体構成員に広陵町内に本社を有する者を含むものとする。

ハ 入札参加資格者は奈良県高田土木事務所管内に本社を有する者とする。

附 則

この基準は、平成13年9月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成15年5月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成１５年１１月１日より施行する。

附 則

この基準は、平成１６年４月１日より施行する。

附 則

この基準は、平成１６年７月１日より施行する。

附 則

この基準は、平成１７年１月２５日より施行する。

附 則

この基準は、平成１７年６月１日より施行する。

附 則

この基準は、平成１９年４月１日より施行する。

附 則

この基準は、平成２１年６月１日より施行する。

附 則

この基準は、平成２２年６月３日より施行する。

附 則

この基準は、平成２６年７月１日より施行する。

附 則

この基準は、令和３年１月１日より施行する。

附 則

この基準は、令和４年６月２１日より施行する。

附 則

この基準は、令和７年１月１日より施行する。